

第2章 不正使用等の状況

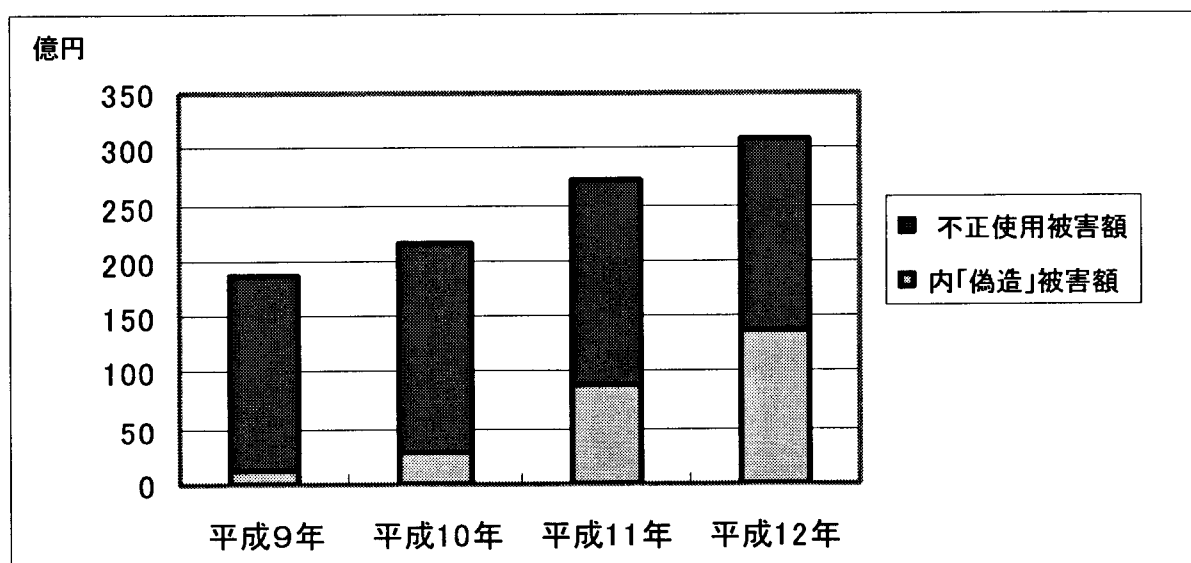
1 被害額の推移

被害額の推移については、以下の表のとおりであり、近年不正使用被害額が大きく増加しており、特に偽造による被害が急増していることがわかる。

(1) クレジットカード業界での不正被害の発生状況推移

(単位：億円、%)

期 間	不正使用被害額	内「偽造」被害額	構成比
平成9年	188	12	6.3
平成10年	216	28	12.9
平成11年	272	91	33.4
平成12年	308.7	140.2	45.4



注) 1. 社団法人日本クレジット産業協会の調査による。

2. 調査対象は、国際ブランドカードを発行している会社を中心に、銀行系カード会社、信販会社、流通系クレジット会社、中小小売商団体等である。

3. 調査対象社数は52社である。

4. 集計数字は、調査票提出会社の不正使用被害額を加算合計したものである。

(2) 警察が認知しているクレジットカード犯罪の件数及び被害額並びに検挙件数の推移 (警察庁刑事局資料「平成12年の犯罪情勢」より)

	平成 7 年	平成 8 年	平成 9 年	平成10年	平成11年	平成12年
認知件数	4, 951	4, 282	8, 594	4, 344	3, 212	3, 622
検挙件数	5, 061	4, 070	8, 860	4, 208	2, 962	2, 833
検挙人員	618	595	696	653	532	875
被害額(万円)	77, 049	25, 832	45, 093	91, 436	27, 512	58, 518

ここで言うクレジットカード犯罪には、不正入手（拾得、窃取等）した、または、偽・変造（特にスキミングによる偽造）した他人名義のクレジットカードを使用して商品を騙取するケース、返済の意思なく自己名義のクレジットカードを使用して商品を騙取するケース（いわゆるコーチ屋等の共犯事件）のほか、不正に入手したクレジットカードを用いて、何らかの方法により暗証番号を入手の上、C D (Cash Dispenser)機又はA T M (Automatic Teller Machine)機で現金を引き出し窃取したケースが含まれる。

上記の数字とクレジットカード業界が公表している前述の数字（不正使用被害額）の間には大きな差がある。これは、警察が把握しているこれらのクレジットカード犯罪は、クレジットカードの使用に当たってのC A T (Credit Authorization Terminal)等による販売承認の確認時に事故カードであるとの表示により加盟店から警察に通報があつて現場検挙されたり、クレジットカード発行会社の調査等により被疑者が明らかにされた上、告訴、告発等がなされたものがほとんどであるが、業界による不正使用の数字には、判例上、詐欺の被害者とされる加盟店から警察に被害届出がなされない（不正使用であっても、クレジットカード会社から加盟店に代金が振り込まれるため加盟店には被害者としての明確な認識を持ち得ない。）ものが多数含まれていることなどが理由と考えられる。

(3) 偽造クレジットカードによる犯罪の検挙件数の推移（平成12年の犯罪情勢より）

	検挙件数	内偽造カード使用	構成比
平成 9 年	8, 8 6 0	2 6	0. 3 %
平成10年	4, 2 0 8	2 8 0	6. 7 %
平成11年	2, 9 6 2	1 6 3	5. 5 %
平成12年	2, 8 3 3	6 6 0	2 3. 4 %

警察が検挙したクレジットカード犯罪の内、偽造クレジットカードによる犯罪は以下の表のとおりで、平成12年には大幅に増加した。

参考として、警察で取り扱ったカード犯罪の認知・検挙状況の推移を、別添資料1に掲げた。

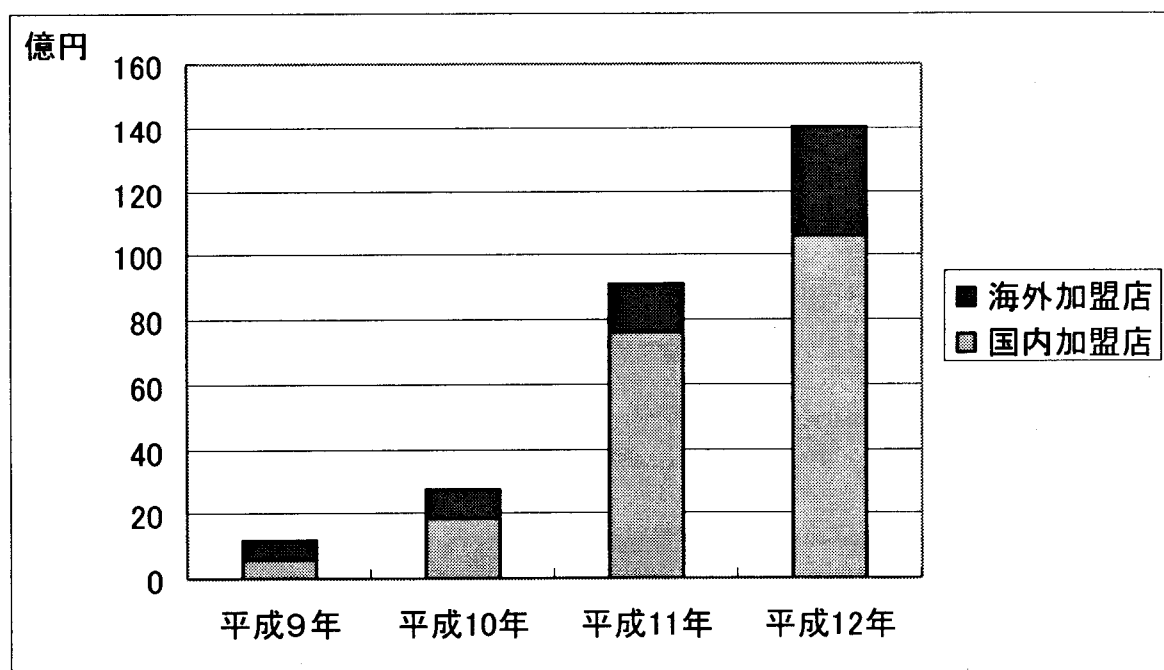
2 日本国内における被害の増加

偽造被害に係る被害発生を地域別に見てみると、日本国内における被害額が大きく増加していることがわかる。

偽造被害の発生地域別内訳（社団法人日本クレジット産業協会調べ）

（単位：億円）

期 間	不正使用被害額	海外加盟店	国内加盟店
平成9年	12.0	6.0	6.0
平成10年	28.0	9.2	18.8
平成11年	91.0	14.7	76.3
平成12年	140.2	34.4	105.8



3 業種別にみた被害の実態

加盟店業種別の被害発生状況では、不正使用について業種別集計が困難な会社もあ

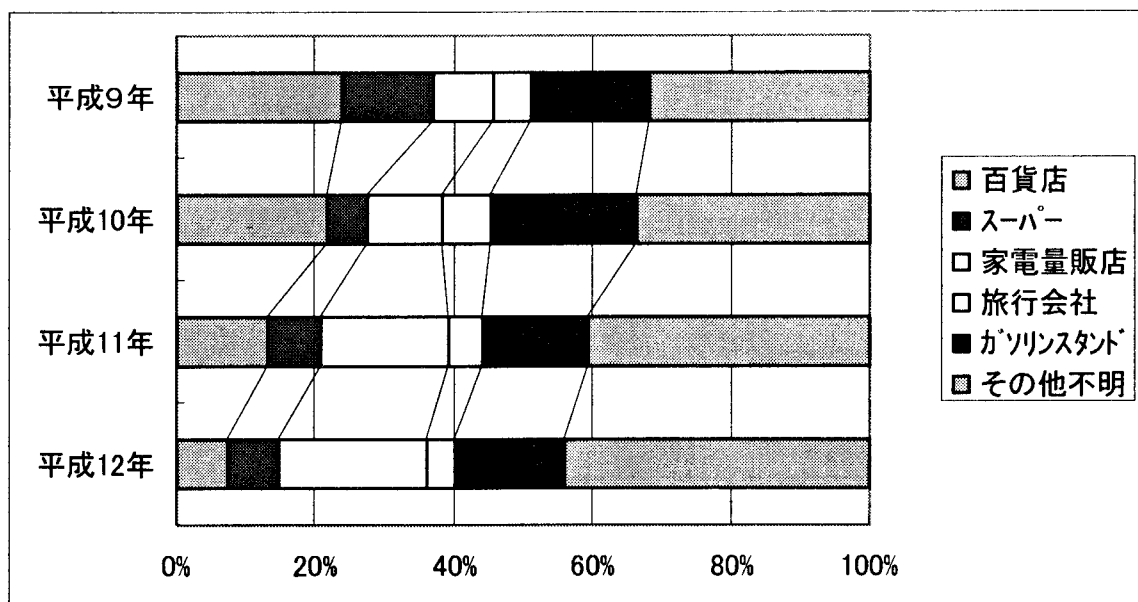
るため正確な状況を把握することは困難であるが（クレジットカード発行会社では、直接の加盟店契約がない場合、どの加盟店で利用されているか分からないことが多い。）、一般的な傾向としては大規模小売店での不正使用が減少傾向を示しているのに対して、換金性の高い商品を扱う家電量販店の比率が上がってきている。また、ガソリンスタンドでの被害も依然として多い。

なお、その他で不正使用被害が多いといわれている業種には、カメラ・時計・貴金属店、ディスカウントストアなどがある。

加盟店業種別の不正使用被害では、紛失・盗難カード、偽造カードといった不正入手の手口により発生傾向の違いがあるといわれている。また、業種別のクレジットカード取扱高の比率との関係もあることから、この不正使用発生比率がそのまま各業界の不正使用防止対策の現状を現すものではないものの、百貨店における被害の減少は百貨店における取組みが効果を上げているものと考えられる。

加盟店業種別の不正使用被害額比率の推移（紛失・盗難、偽造、その他の合計）

	百貨店	スーパー	家電量販店	旅行会社	ガソリンスタンド	その他不明
平成9年	23.9%	13.2%	8.5%	5.4%	17.3%	31.8%
平成10年	21.7%	5.8%	10.7%	7.1%	21.2%	33.5%
平成11年	13.0%	7.8%	18.3%	4.8%	15.5%	40.6%
平成12年	7.4%	7.2%	21.4%	4.1%	15.8%	44.0%



注) 1. 社団法人日本クレジット産業協会の調査による。

2. 国内発行クレジットカードの被害額で、業種分類できる会社のみで集計、計算している。
3. 「その他・不明」には業種分類が困難なものを含んでいる。

4 クレジットカード犯罪の実態

(1) 外国人犯罪組織の関与等

平成12年におけるクレジットカード犯罪により検挙した人員875人のうち、来日外国人は75人(8.6%(ちなみに、全刑法犯検挙人員中に占める来日外国人の割合は、約2.0%))であった。日本人被疑者との共犯事件が多い一方、逮捕した日本人被疑者の自供から来日外国人が犯行に関与していると認められるが検挙に致っていない事件も少なくない。

複数の検挙例の共通点から、来日外国人が主体となっていると認められる犯行の多くは次のように敢行されていると考えられる。

- 窃取カードを利用する手口にしても偽造カードを利用する手口にしてもカードの入手、買い子の手配、騙取品の処分など、要所を外国人が占める形の分業で行われる。
- 逮捕される危険性がもっとも高い買い回り役には、「割りのいいアルバイトがある」などの言葉で誘われた日本人が使われる。彼らはカード偽造の本犯等グループの実態を知らないため、たとえ彼らが検挙されてもグループには大きな打撃がないと思われる。
- 買い回りの現場には、買い回り役の行動を見張ったり騙取品をアジトに送ったりする役割の外国人が同行するが、日本人買い回り役が店員から不審がられたりすると素早く逃走するか、日本人と同時に逮捕されても他の外国人犯罪組織の場合と同様、黙秘したり共犯者や組織上位者等についての供述を拒むため、組織の実態解明は極めて困難である。

また、暴力団が来日外国人と結託し犯行を行っている事例も見られる(【事例1】)

【事例1】 山口組傘下組織組長、中国人らによる他人名義クレジットカード使用詐欺(神奈川県)

スナックを経営する山口組傘下組織幹部、中国人ら計5名は、飲

食客のクレジットカードを無断使用して架空の飲食による売上票を作成し、クレジットカード会社から関係銀行に46,000円余りを振込入金させた。

＊ 事例は平成13年中に検挙されたもの。

(2) 窃取・拾得カードの不正使用

これは拾得したり窃取したりした他人のクレジットカードを使用して商品を騙取する伝統的な不正使用方法である。近年はフロアリミットの撤廃又は低額化により、名義人がクレジットカード発行会社に事故通報した後には使用できない又は高額商品を購入できないことから、その使用範囲は狭まっているとみられる。しかしながら、オンライン照会が進んでいないガソリンスタンドにおいて長期反復使用したり、ブランクすりや車上狙いの直後、被害者が被害に気付くまでの短時間に高額商品を買回したりするケースがみられる(【事例2】【事例3】)。

これらの犯行は組織的にスピーディに行われており、例えば、中国人と日本人が組んで敢行したブランクすりでは次のような手口がみられた。

- 中国人が日本人を仲間に誘う。
- 飲食店において日本人が店員や他の客の気を引くような行動をしている間に中国人が椅子の背もたれやハンガーに掛けられた上着から財布をすり取る。
- 財布からは現金をすり取るほか、クレジットカードが入っていれば、窃取後短時間内に換金率の高い商品を買回す。その際、店員に不審がられないよう日本人が買回り役を担当する。
- 騙取した商品は中国人が預かり、換金処分する。
- 一方、キャッシュカードが入っている場合には、一緒に財布に入っている免許証等からキャッシュカードの暗証番号を類推し、財布窃取後短時間内にATM機又はCD機で現金を引き出す。

【事例2】 中国人等グループによるブランクすり、CD盗、クレジットカード詐欺事件（高知県、大分県、愛媛県）

西日本一円において発生していた居酒屋対象のブランクすりによ

り窃取したキャッシュカードやクレジットカードを用いてのＣＤ盗（他人のキャッシュカードを利用して現金を窃取するもの）、クレジットカード詐欺事件について高知県警察、大分県警察、愛媛県警察が合同捜査を実施し、来日中国人３名、日本人１名を逮捕し、２１府県下にわたるＣＤ盗（２３件、被害額９００万円余）、クレジットカード詐欺（３８件、販売価格１,７００万円以上）の被害を確認した。

【事例３】中国人及び日本人による盗難クレジットカード使用詐欺及び詐欺未遂事件（福岡県）

無職の女（４１歳）ら日本人男女３人は、福岡市内のデパートにおいて、中国人の女（２９歳）とともに盗難クレジットカードを行使してビールギフト券５００枚（３６万７千円相当）を騙取した後、化粧品の購入を申し込んだが、事故カードであることを看破されたため目的を遂げなかった（日本人３人及び中国人女性１人検挙）。

同グループは、中国人女性被疑者が、同国人のすりから受け取った盗難クレジットカードを日本人被疑者に渡して犯行に及んでいた。

＊ 事例はいずれも平成１２年中に検挙されたもの。

（３）偽造カードの不正使用

この手口は、他人名義のクレジットカードを不正に作成し、商品を騙取するものであり、近年、スキミングによるクレジットカードの偽造、不正使用事件が世界的に大きな問題となっている。これは、クレジットカードの磁気情報を名義人に気付かれないように取得し（スキミング *skimming* の *skim* は、「すくい取る」の意）、クレジットカード様のプラスチック原板（「生カード」という。）に盗み取った磁気情報を印磁するとともにカード番号や名義人名等を刻印して作成するものである。この偽造方法によれば、偽造防止用の磁気情報もまるごとコピーしてしまうため、真の名義人の有効なクレジットカードとまったく同じ磁気情報を有するクレジットカードが複数存在することになる。加えて、精巧な生カードが使用されているため、使用時に店員に不審に思われることもほとんどないといわれる。

スキミングによるクレジットカード偽造、不正使用も組織的に行われており、次のような任務分担により行われているとみられる。

- 生カードの準備（外国から我が国に大量に輸入しようとしたものが関税法違反（無許可輸入未遂）で検挙された例があることから考えると、相当数の生カードが輸入されていることが窺われる。【事例4】）
- スキミングによるカードの磁気情報の不正取得（CAT等へのメモリーチップ設置、ハンディスキマーによるスキミング【事例5】）
- パソコン等を使って生カードに入手したカード情報を刻印、印磁することによる偽造クレジットカードの作成
- 買い子と呼ばれる偽造カードの不正使用役の誘い込み
- 不正使用による商品騙取（商品騙取は全国各地で行われている。【事例6】【事例7】【事例8】）
- 騙取品の宅配便によるアジトへの送付、処分

【事例4】シンガポール人による偽造クレジットカード用プラスチックカード密輸入未遂事件の検挙（千葉県）

成田空港に到着したシンガポール人の男（38歳）は、段ボール箱入りの偽造クレジットカード用プラスチックカード（生カード）2,000枚を携帯隠匿していた事実を申告せず、税関長の許可を受けることなく本邦に輸入しようとしたことから、東京税関成田支署職員に現行犯逮捕された。

上記クレジットカードについてクレジットカード発行会社等に鑑定依頼した結果、全てが偽造であることが判明したことから、同社等から特許庁に登録している商標権を侵害したとの告訴状が提出され、商標法違反でも立件した。

【事例5】外国人と日本人のグループによるクレジットカード偽造及び買い取り業者の摘発（警視庁）

マレーシア系のクレジットカード偽造組織が日本人をガソリンスタンドにアルバイト店員として送り込み、同店員に予め渡しておい

たハンディスキマーにより客が提示するクレジットカードの磁気情報をスキミングさせ、偽造クレジットカードを作成し、右偽造カードを日本人らに使用させて約3億円相当の商品を騙取していた。現行法ではスキミング行為は不可罰であるが、警視庁では上記アルバイト店員を電磁的記録不正作出罪の共犯として逮捕した。

また、騙取品を買い取っていた東京都内の大手古物業者取締役らを盗品等有償譲受け罪で検挙し、スキミングから騙取品の処分にいたる全過程を解明した。

【事例6】中国人と日本人のグループによる組織的偽造クレジットカード使用詐欺事件（鹿児島県）

日本人の男3名は中国人と共謀の上、偽造クレジットカードを利用し、家電量販店においてノート型パソコンを騙取したとして詐欺により逮捕された。本件は、信販会社から鹿児島県警察に対し、「偽造クレジットカードを使って電気店等から商品を騙し取る手口の中国人らしき男を含むグループが福岡、大分、宮崎と犯行を続けながら九州を南下している」との情報が寄せられ警戒していた最中に発生したもの。被疑者らは、東京から新幹線で福岡まで来て、レンタカーで移動しながら、リーダー格の中国人とみられる男から受け取ったクレジットカードを用いて同種犯行を繰り返していた。

【事例7】家電量販店を対象とした偽造クレジットカード使用詐欺事件（鳥取県）

日本人の男2名とマレーシア人の男の計3名は共謀の上、偽造した他人名義のクレジットカードを利用して鳥取市内の家電量販店においてパソコンほか3点（販売価格合計68万円余）を騙取した詐欺で逮捕された。余罪捜査の結果、8都県下、被害額1,700万円相当を確認した。

本件は、家電量販店から、「クレジットカードを使用してパソコン等を購入した男がいるが、最初に利用不能なカードを提示するなど

不審である」との通報を受けたことから、他の家電量販店での同様犯行が予想されたため捜査員を同市内の家電量販店数店で内張捜査を実施し、手配人着に類似の被疑者がクレジットカードで買い物をしたのを現認したのち店外で職質し検挙したものである。

【事例 8】中国人と日本人グループによる偽造クレジットカード使用詐欺未遂事件（岩手県）

中国人及び日本人の男女 5 人は共謀の上、偽造クレジットカードを利用し、家電量販店においてデジタルビデオカメラ等を騙取しようとしたが、同店店員に偽造カードであることを看破され、その目的を遂げなかったとして詐欺未遂で逮捕された。本件は、日本人の男がクレジットカードでの支払いを申し出たので店員が C A T（信用照会端末）により同カードの使用の可否を照会したところ、クレジットカード券面と C A T での回答によるクレジットカード発行会社（磁気部分）が異なることに同店員が気づき、発覚したものである。

＊ 事例はいずれも平成 12 年中に検挙されたもの。

5 クレジットカード犯罪の特徴

（1）システムの弱点をついた犯罪

加盟店はクレジットカード裏面の署名と売上票の署名とを照合して本人確認するよう契約で定められているが、サインになじんでいない日本的慣習もあり、必ずしも履行率が高いとはいえない状況であり、しかもクレジットカード会社による調査の結果、本人の利用かどうか疑わしい場合であっても、加盟店の本人確認義務違反を立証することが困難であり、クレジットカード会社から加盟店への代金支払いを止めることが難しい状況にある。また、偽造カードでは、クレジットカードの行使犯が自身でサインパネルにサインをすることから、サインによる本人確認がそもそも無力になっている。また、近年の情報技術等の飛躍的发展によりカードのほぼ完璧な偽造が容易になった。現在のクレジットカード不正使用事案は、こうしたクレジットカードシステムの弱点について敢行されている。

(2) 積極的被害申告が期待できない犯罪

確立した判例によればクレジットカード利用詐欺の被害者は加盟店であり、事件の立証のためには加盟店からの被害申告、詳細な事情聴取等が不可欠である。しかしながら、加盟店は犯罪が行われた際明確な認識を持ち得ない場合も多く、また、クレジットカード会社から売上代金の支払いを受けることができるため被害認識が薄いこと、警察に届け出ると供述調書作成等に時間がかかることなどから、被害申告を渋ることが少なくない。

(3) クレジットカード会社の協力が捜査に不可欠

クレジットカード名義人に係る情報、クレジットカードの使用履歴、クレジットカードの事故届出の有無等、捜査に必要な多くの情報をクレジットカード発行会社が保有しており、クレジットカード犯罪の捜査には上記照会への回答のほか、偽造カードか否かの最終確認、クレジットカードのシステムについての上申書作成等、クレジットカード発行会社の迅速な協力・対応が不可欠である。